

豊中市来庁者用封筒の寄付の取扱いに関する要綱

1. 目的

この要綱は、豊中市（以下「市」という。）の来庁者が窓口で受け取った証明書等を入れる封筒（以下「封筒」という。）の寄付の申出があった場合の取扱いを定めることを目的とする。

2. 申出

封筒の寄付の申出を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとし、当該申出者から封筒の寄付の申出があったときは、この要綱に従って調整し、双方が合意した場合に限り、市は当該申出を受けるものとする。

- (1) 1つの地方公共団体で続けて3年以上寄付の実績がある者
- (2) 過去3年間で5以上の地方公共団体への寄付の実績がある者

3. 寄付数量及び時期

寄付数量は年度必要枚数以内とし、寄付の時期は別途協議する。

4. 複数の申出

封筒の寄付の申出が複数あった場合は、年度必要枚数で按分する。

5. 封筒の種類

大きさ	長2、長3、角2、角3、角4、角5、その他これらに類する大きさのもの
紙厚	45Kgから110Kgまで
古紙混入率	70%以上としRマーク記載のこと

6. 記載内容

- (1) 市の記載部分は、封筒の表面積及び裏面積の各70%以上とし、記載内容は、豊中市名、所在地、市章、その他市が指定する事項とする。
- (2) 寄付者の記載部分は、封筒の表面積及び裏面積の各30%以下とする。
- (3) 寄付者の記載内容は、封筒作成前に市と協議し、了解を得るものとする。
- (4) 記載内容確認のため、市は校正2回を行う。

7. 寄付者の記載部分

- (1) 寄付者が広告主を募るにあたっては、市が寄付協賛しているような誤解を招くような行ないがないものとし、市の産業振興に寄与する広告を優先するものとする。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する広告内容のものは取扱わない。
 - 1) 広告内容から逸脱し、いたずらに享乐的な面を強調するもの
 - 2) 風紀上好ましくないとと思われる表現のあるもの
 - 3) 風紀上好ましくないとと思われる施設の営業広告又は従業員募集広告等
 - 4) 求縁・男女の交際などを目的としたもので利用者に迷惑のかけるおそれのあるもの
 - 5) 脅迫・暴力・その他犯罪行為を示唆又は誘発するおそれのあるもの
 - 6) 目的が詐欺的なもの又は正当な取引とは認められないもの
 - 7) 自己の優位性を強調したり引き合いにしたもの

- 8) 利用者が誤認するような紛らわしいもの
 - 9) 他人の名誉や人権を傷つけ、あるいは不快な印象を与えるおそれのあるもの
 - 10) 表現が虚偽又は誇大で事実と異なるもの
 - 11) 内容が利用者に実害・不利益を与えるもの
 - 12) 法令の規定に違反するもの
 - 13) 行政の信用や執行に支障をきたすもの
 - 14) 特定の個人の氏名を宣伝するおそれがあるもの
 - 15) 政治問題の主義主張等の広告
 - 16) 特定の宗教の広告
 - 17) その他市民課長が適当でないと認めるもの
- (3) 次の各号のいずれかに該当する広告主のものは取扱わない。
- 1) 政治団体
 - 2) 宗教団体
 - 3) その他市民課長が適当でないと認めるもの

8. 苦情処理

寄付者は、封筒の内容に関する苦情等について責任を負い、速やかに苦情等の解決にあたることとする。

9. 通知、回収及び代替措置

寄付者は、広告主の営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに市に通知するとともに、当該封筒を回収し、代替の封筒を市に提供する。

10. 封筒の仕様変更

寄付者が封筒の仕様を変更する場合は、変更の3か月前までに変更事項を市に通知し、市の指示に従うものとする。

11. 利用の中止

市が封筒の利用について適当でないと認めたときは、当該封筒の利用をとりやめるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から実施する。
- 2 国内の古紙需要環境の変化により、古紙が配合された上質紙の安定供給が困難な場合にあつては、この要綱の5の表の封筒の古紙混入率は、適用しない。